

基準 11 管理運営

(1) 観点ごとの分析

観点 11-1-①： 管理運営のための組織及び事務組織が、短期大学の目的の達成に向けて支援するという任務を果たす上で、適切な規模と機能を持っているか。また、危機管理等に係る体制が整備されているか。

【観点到る状況】

本学を運営する公立大学法人会津大学の管理運営組織として、役員会及び法人の経営に関する重要事項について審議する経営審議会を置き、学長を兼務する理事長がそれらの議長を務めるとともに、本学の教育研究に関する重要事項を審議する機関として、教育研究審議会を置き、学長が議長を務めている。

また、学則第 41 条に基づき、重要事項を審議するための組織として教授会を置いている。構成員は、学長、教授、准教授、講師及び助教とし、学長が必要と認めたときは、助手を加えることができることとしており、実際は、常時、助手を含めた全教員が参画している。議長は、学部長が務めている。

教授会の下には、会津大学短期大学部学内運営組織等に関する規則（前出表 2-9）に基づき、学科会議、教養基礎会議、部科長会議、企画運営委員会、評価委員会、機関別認証評価委員会、会計監査委員会、教務厚生委員会、入学試験委員会、進路指導委員会、附属図書館委員会、広報委員会、地域活性化センター運営委員会、コンピュータセンター運営委員会、国際交流委員会、ハラスメント防止委員会、研究費等受入審査委員会、学術研究奨励会及び職務発明審査会を設置している。

一方、事務組織は、公立大学法人会津大学の事務局の一部として位置づけられ、短期大学専任の職員としては、短期大学担当次長、短期大学事務室 11 人、附属図書館司書 1 名を配置している。事務室は、総務係と学生係の 2 係体制としている（前出資料 3-4-1-A 事務局専任職員事務分担表）。

緊急の重要事項等については、学長、学部長、各学科長、附属図書館長、学生部長、事務局短期大学次長等で構成される部科長会議を臨時に開催し、対応を決定することとしている。例えば、新型インフルエンザ発生に伴う臨時休業等の措置がこれに該当する。

また、教職員が職務を遂行していく上での指針となるべき法令遵守等に関する「会津大学行動規範」(<http://www.jc.u-aizu.ac.jp/01/9.html>) を定め、内部要因に対する危機管理については、「公立大学法人会津大学公益通報取扱規程」(http://web-ext.u-aizu.ac.jp/official/corporateinfo/regulations/reg119_j.pdf) を制定し、これに基づき対応することとしているほか、「公的研究費の管理・運営に関する基本方針」(http://web-ext.u-aizu.ac.jp/official/corporateinfo/hoshin_j.pdf) を制定し、公的研究費を適正に管理・運営する責任体制を明確化している。

【分析結果とその根拠理由】

管理運営のための組織及び事務組織については、役員会、経営審議会、教育研究審議会、教授会、部科長会議、各種委員会等が組織されているほか、必要な事務組織も整備されており、短期大学の目的を達成するため適切な規模と機能を持っている。また、緊急事態に対応すべく部科長会議が機動的に運営され、さらに関係規程等を定めているなど、危機管理等に係る体制が整備されている。以上のことから、本観点を満たしていると判断する。

観点 11-1-②： 短期大学の目的を達成するために、学長のリーダーシップの下で、効果的な意思決定が行える組織形態となっているか。

【観点に係る状況】

学長は、本学と会津大学を運営する公立大学法人会津大学の理事長を兼ねるとともに、経営審議会及び教育研究審議会の議長となっている。また、学長を議長とし、学部長、各学科長、附属図書館長、学生部長及び事務局短期大学担当次長からなる部科長会議を設置している。部科長会議は、役員会、各審議会及び部科相互間の調整、教員人事及び運営に関する重要事項全般の審議に当たっており、本学全般の運営に関する意思決定について迅速かつ円滑に行っている。

【分析結果とその根拠理由】

学長は、法人の理事長を兼ね、また、重要事項を審議する経営審議会、教育研究審議会及び部科長会議の議長であり、学長のリーダーシップの下で、迅速かつ効果的な意思決定が行える組織形態となっている。以上のことから、本観点を満たしていると判断する。

観点 11-1-③： 短期大学の構成員（教職員及び学生）、その他学外関係者のニーズを把握し、適切な形で管理運営に反映されているか。

【観点に係る状況】

学生のニーズについては、全学生を対象とした本学評価アンケート調査（別冊資料 C 自己点検・評価報告書 P172～P192）及び2年生を対象とした学生生活アンケート調査（前出資料 7-3-1-B）を毎年度実施しているほか、平成 20 年度から新たに食堂の充実・改善について検討する懇談会や寮生との懇談会（資料 11-1-3-A 食堂の充実・改善について検討する懇談会資料、資料 11-1-3-B 寮生との懇談会資料）を開催し、学生ニーズの把握に努め、概要を教授会で報告している。その要望については、平成 20 年度に食堂に温蔵庫を設置し、平成 21 年度にはトイレブースを改修するなど、可能な限り実現に努めている（前出表 9-3）。また、平成 18 年度後期からオフィスアワー制度を導入し、さまざまな相談を受けつつ、学生ニーズの把握にも努めている。

教員のニーズについては、各学科会議や各種委員会で把握するほか、全員参加の教授会で意見等を述べる事が可能となっている。事務職員については、事務室で把握している。必要な事項に対しては、予算措置を講ずるなど対応することとしており、例えば、平成 21 年 5 月教授会で新型インフルエンザ対策として要望の出された手洗い場の設置については、法人内で急遽予算を捻出し、10 月から順次整備した。

学外関係者に関しては、法人に設置した経営審議会には 5 名の外部委員を、大学に設置した教育研究審議会には 2 名の外部委員を委嘱している。これら審議会での意見等は、本学の管理運営に反映することとしており、例えば、平成 20 年 5 月の教育研究審議会での外部委員からの意見を踏まえ、本学学生を出身高校に派遣して本学の広報を行うホームカミング・レポーター制度を 7 月に創設した。

【分析結果とその根拠理由】

学生のニーズについては、本学評価アンケート調査及び学生生活アンケート調査の実施や食堂懇談会等の開催などにより把握しているほか、教職員、学外関係者のニーズについても、様々な場面で把握し、適切に管理運営

に反映している。以上のことから、本観点を満たしていると判断する。

観点 11-1-④： 監事が置かれている場合には、監事が適切な役割を果たしているか。

【観点到係る状況】

監事 2 名（非常勤）を配置し、公立大学法人会津大学監事監査規程（http://web-ext.u-aizu.ac.jp/official/corporateinfo/regulations/reg105_j.pdf）を踏まえ、毎年度、監事監査計画に基づき基本方針及び監査実施項目を策定し、会計監査及び業務監査を実施している。会計監査については、独立会計監査人が実施する会計監査結果を活用し検証を行うとともに、内部監査の実施状況を踏まえ内部牽制が適切に行われているか検証している。また、内部監査に併せ監事による実地監査を行っている。業務監査については、役員会、経営審議会等の大学運営に関する主要な会議に出席し、役員等の業務執行が適切に行われているか検証を実施するとともに、中期計画及び年度計画の進捗状況については目標達成の観点から様々な助言を行っている。

【分析結果とその根拠理由】

監事は、会計監査、業務監査を通じ、内部牽制が適切に行われているかを検証し、中期目標及び年度計画達成の観点から、様々な助言を行っており、監事が適切な役割を果たしている。以上のことから、本観点を満たしていると判断する。

観点 11-1-⑤： 管理運営のための組織及び事務組織が十分に任務を果たすことができるよう、研修等、管理運営に関わる職員の資質の向上のための取組が組織的に行われているか。

【観点到係る状況】

本学事務職員のうち福島県からの派遣職員については、福島県の職員研修計画に基づき実施し、法人職員の司書とコンピュータセンター技能員については、それぞれ関連する団体主催の研修を受講している。

また、大学運営に関する専門研修については、本学が加入している全国公立短期大学協会が主催する「公立短期大学幹部研修会」、「公立短期大学事務職員中央研修会」や他大学が主催する研修に参加しているほか、平成 21 年度からは、福島県内の高等教育機関が連携して進めている「大学教育充実のための戦略的大学連携支援プログラム」（文部科学省補助事業）の中で取り組んでいる SD 合同研修に積極的に参加している。

【分析結果とその根拠理由】

本学事務職員は、福島県の研修計画に基づく研修等を受講しているほか、全国公立短期大学協会等が主催する専門研修についても積極的に受講している。以上のことから、本観点を満たしていると判断する。

観点 11-2-①： 管理運営に関する方針が明確に定められ、その方針に基づき、学内の諸規程が整備されるとともに、管理運営に関わる委員や役員の選考、採用に関する規程や方針、及び各構成員の責務と権限が文書として明確に示されているか。

【観点到係る状況】

法人としての組織等については、公立大学法人会津大学の組織及び運営に関する基本規程 (http://www.u-aizu.ac.jp/images/ja/intro/outline/regulations/reg003_j.pdf) に定めている。本学としての管理運営に関する方針については、会津大学短期大学部学則に定めており、これに基づいて、同教授会規程、同学内運営組織等に関する規則等を定めている。

管理運営に関わる人事の規定や方針については、地方独立行政法人法及び公立大学法人会津大学定款の規定により、理事長は、本学及び会津大学に設置される理事長選考会議の選考を踏まえた法人の申出に基づき設立団体の長である福島県知事が任命することとされ、監事は同知事が任命することとされている。また、学部長候補者、各学科長、附属図書館長及び学生部長予定者については、選挙により選任し、理事長に内申することとしており、会津大学短期大学部学部長選考規程、同学科長等選挙規程に定めている。

施設管理については、会津大学短期大学部施設管理規程及び同防火管理規程を定めている。

これらの規程は、「短期大学部規程」として、ファイルサーバの教職員共通フォルダに掲載している。

【分析結果とその根拠理由】

管理運営に関する方針を明確に定めており、それに基づき諸規程を整備し、文書として明確に示している。以上のことから、本観点を満たしていると判断する。

観点 11-2-②： 短期大学の活動状況に関するデータや情報が適切に収集、蓄積されているとともに、教職員が必要に応じて活用できる状況にあるか。

【観点到に係る状況】

学内情報の共有化・ペーパーレス化、事務処理の効率化のためにファイルサーバを設置し、教職員共有フォルダの中に、教授会、各種委員会などに区分して、各種データ、会議結果報告等の様々な情報を掲載しており、教職員は必要に応じてアクセスし、活用している。ファイルサーバに保存されているデータ量は平成 15 年度当時と比較するとかなり増加しており（図 11-1）、学内情報の電子化は順調に進展している。しかし、一部の委員会等においては最新のデータ等が蓄積されていない状況にある。なお、個人情報や部外秘扱いの情報管理の適正化のために平成 17 年度に制定した「情報システムにおける情報管理に関するガイドライン」に基づき、ファイルサーバ上の情報について管理・運用している。特に、各組織別のフォルダに対してフォルダ管理者を設置し、情報に対する責任の明確化、誤操作による情報の散逸の防止、学内情報の集約及び再利用のための適切な分類・管理をしている。

また、平成 20 年度に運用を開始した学内ウェブポータルサイト「Pota.」により、学生情報、カリキュラム情報など各種情報を共有できるようになっている。また、教務に関わる各種連絡（休講・補講、事務局からの呼び出し、授業の担当教員からのお知らせなど）を自宅のパソコンや携帯電話で随時把握することを可能としている。具体的な利用状況については、ウェブポータルサイト「Pota.」を利用したお知らせ配信は表 11-1 に示すようになりかなり利用されており、教員から授業に関する連絡にも利用されている。また、これらの連絡を携帯電話のメールにより随時確認している学生の割合は 90%程度と高い（表 11-2）。

図 11-1 共有フォルダに関するファイルサーバのデータ蓄積量

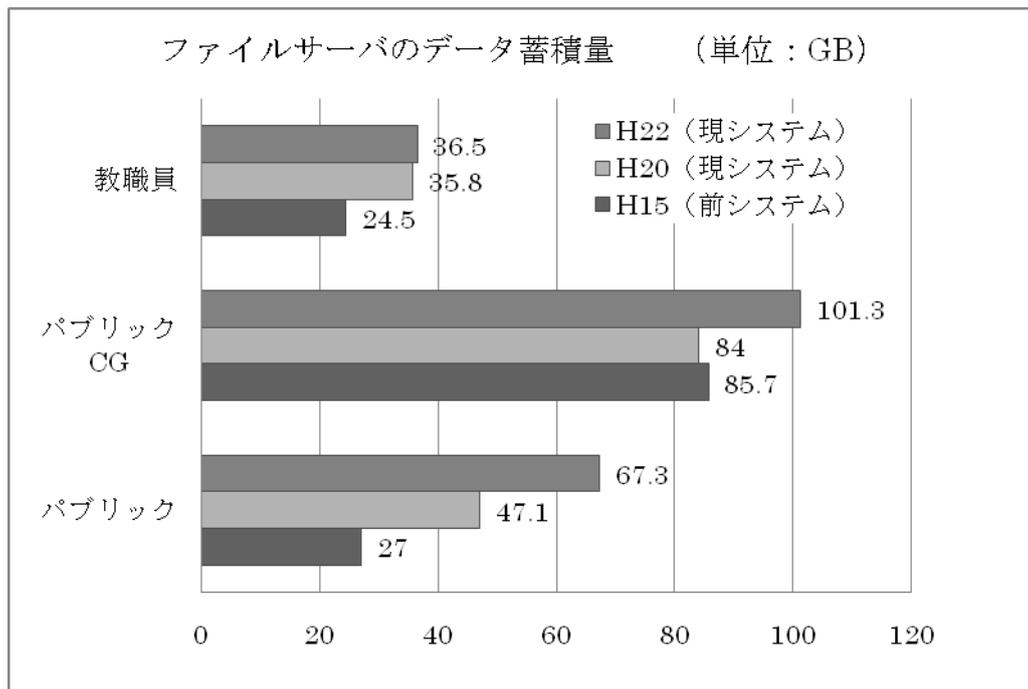


表 11-1 : ポータルシステムを利用したお知らせ配信件数 (平成 21 年度)

	事務局	教員	月合計
4 月	70	51	121
5 月	33	77	110
6 月	30	126	156
7 月	47	66	113
8 月	27	8	35
9 月	24	9	33
10 月	53	50	103
11 月	60	58	118
12 月	26	66	92
1 月	27	72	99
2 月	24	38	62
3 月	5	6	11
合計	426	627	1,053

表 11-2 : 携帯メールへのお知らせ転送サービスの利用者数 (平成 21 年度)

所属	設定者数 (人)	在学生数 (人)	割合 (%)
経営	66	71	93.0
デザイン	54	63	85.7
食栄	73	84	86.9
社福	100	107	93.5
合計	293	325	90.2

【分析結果とその根拠理由】

本学の活動状況に関する各種データ等様々な情報は概ね適切に収集、蓄積されており、教職員は必要に応じて活用できる状況にあり、実際に有効利用されている。以上のことから、本観点を満たしていると判断する。

観点 11-3-①: 短期大学の活動の総合的な状況について、根拠となる資料やデータ等に基づいて、自己点検・評価が行われており、その結果が短期大学内及び社会に対して広く公開されているか。

【観点到に係る状況】

本学では、平成 21 年 9 月に、平成 16 年度から平成 20 年度までの 5 年度分について、学長、学部長、各学科長等で構成される評価委員会の下で、客観的データに基づいていることに留意して自己点検・評価を行い、根拠となる資料やデータ等を盛り込んだ「平成 20 年度自己点検・評価報告書」(別冊資料 C)として取りまとめた。同報告書は、ホームページ (http://www.jc.u-aizu.ac.jp/houjin/147_2008.html) で公表するとともに、全教員に CD で配付した。

なお、この自己点検・評価報告書は、平成 8 年 4 月、平成 13 年 3 月、平成 17 年 3 月に続いて、4 回目となるものである。

また、地方独立行政法人法の規定により福島県に提出する業務実績報告書は、ホームページ (<http://www.jc.u-aizu.ac.jp/houjin/houjin.html#keikaku>) で公表している。

【分析結果とその根拠理由】

本学の活動の総合的な状況について、根拠となる資料やデータ等を盛り込んだ自己点検・評価報告書が継続的に発行されており、学内外に広く公開されている。以上のことから、本観点を満たしていると判断する。

観点 11-3-②: 自己点検・評価の結果について、外部者(当該短期大学の教職員以外の者)による検証が実施されているか。

【観点到に係る状況】

「平成 20 年度自己点検・評価報告書」については、平成 22 年 2 月、外部委員を含む教育研究審議会で報告し、意見を聴取した。

また、地方独立行政法人法の規定により、本法人の毎年度の業務の実績について、福島県公立大学法人評価委員会の評価を受けている。

【分析結果とその根拠理由】

自己点検・評価の結果について、外部者による検証が適切に実施されていると判断する。

観点 11-3-③： 評価結果がフィードバックされ、管理運営の改善のための取組が行われているか。

【観点に係る状況】

自己点検・評価報告書では、改善点等を明示しており、また、同報告書は、全教員に配付されている。全教員の共通認識の下で、各学科等関係組織が、改善に取り組むこととしている。

【分析結果とその根拠理由】

自己点検・評価報告書については、全教員が情報を共有しており、評価結果はフィードバックされ、改善のための取組が行われている。以上のことから、本観点を満たしていると判断する。

観点 11-3-④： 短期大学における教育研究活動の状況や、その活動の成果に関する情報をわかりやすく社会に発信しているか。

【観点に係る状況】

ホームページ (<http://www.jc.u-aizu.ac.jp/index.html>) を開設し、運用している。ホームページでは、本学の教育研究上の目的、アドミッション・ポリシー、沿革、各学科の教育内容、進路状況、キャンパスライフ、研究活動など適切に区分しながら、情報発信を行っている。

【分析結果とその根拠理由】

教育研究活動の状況や成果に関する情報については、分かりやすく社会に発信していると判断する。

(2) 優れた点及び改善を要する点

【優れた点】

在学生による本学評価及び学生生活アンケートの実施や食堂の充実・改善について検討する懇談会等の開催などにより学生のニーズを把握しているほか、教職員、学外関係者のニーズについても様々な場面で把握し、食堂への温蔵庫の設置、新型インフルエンザ対策としての手洗い場の設置など速やかな実現に努めている。

また、本学の活動の総合的な状況について、根拠となる資料やデータ等を盛り込んだ自己点検・評価報告書を平成8年から継続的に発行し、学内外に広く公開している。

【改善を要する点】

本学の活動状況に関する各種データ等様々な情報については、ファイルサーバの教職員共有フォルダに収集、蓄積することとしているが、一部の委員会等においては最新のデータ等が蓄積されていないことから、今後、更なる収集、蓄積を進めていく必要がある。

(3) 基準 11 の自己評価の概要

- ・管理運営のための組織及び事務組織については、教育研究審議会、教授会、各種委員会が組織されているほか必要な事務組織も整備されており、管理運営に関する規程等も整備されている。(観点 11-1-①)
- ・学長は、法人の理事長を兼ね、また、重要事項を審議する経営審議会、教育研究審議会及び部科長会議の議長となっている。(観点 11-1-②)
- ・構成員のニーズの把握と管理運営への反映に関しては、在学生による本学評価及び学生生活アンケートの実施や食堂の充実・改善について検討する懇談会等の開催などにより学生のニーズを把握しているほか、教職員、学外関係者のニーズについても様々な場面で把握し、食堂への温蔵庫の設置、新型インフルエンザ対策としての手洗い場の設置など速やかな実現に努めている。(観点 11-1-③)
- ・監事 2 名（非常勤）を配置し、毎年度、監事監査計画に基づき基本方針及び監査実施項目を策定し、会計監査及び業務監査を実施している。(観点 11-1-④)
- ・本学事務職員は、福島県の研修計画に基づく研修等を受講しているほか、全国公立短期大学協会等が主催する専門研修についても受講している。(観点 11-1-⑤)
- ・管理運営に関しては、学則を始め関係諸規程を整備し、教職員共有フォルダに掲載している。(観点 11-2-①)
- ・情報の共有化に関しては、ファイルサーバの中に各種データ、会議結果報告等の様々な情報を掲載しており、教職員は必要に応じてアクセスし、活用しているが、最新のデータ等が蓄積されていない部分がある。また、平成 20 年度に運用を開始した学内ウェブポータルサイト「Pota.」により、学生情報、カリキュラム情報、教務に関する各種連絡など各種情報を共有できるようになっている。(観点 11-2-②)
- ・根拠となる資料やデータ等を盛り込んだ自己点検・評価報告書を継続的に発行し、外部委員を含む教育研究審議会で報告・意見聴取するとともに、ホームページを開設、運営し、教育研究活動の状況や成果に関する情報を分かりやすく社会に発信している。(観点 11-3-①②③④)